

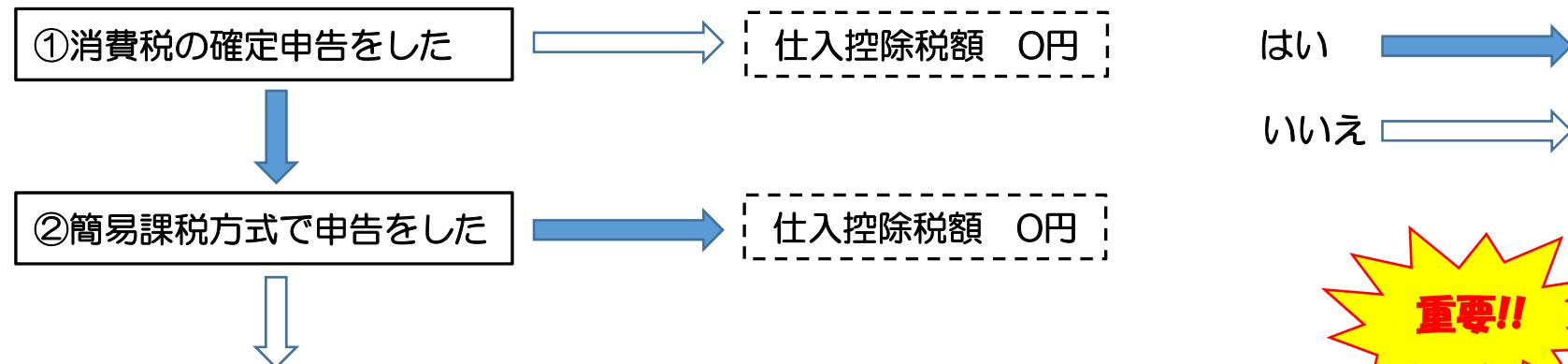
補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の報告について



基本的考え方

- 補助事業に伴う補助金収入は、消費税法上不課税取引に該当し、会計上は非課税売上として計上される。
- 一方で補助事業に伴う事業経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することも可能である。
- 該当する補助事業について、課税売上をゼロと計上し、事業にかった経費として補助金に含まれている消費税分を控除対象仕入税額に算入した場合は、補助金にかかる消費税額が事業者の利益となってしまい 適当ではないため、県への返還が必要となる。

<補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額フローチャート>



補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定したら、仕入控除税額（0円の場合を含む）の報告及び返還（返還は0円の場合を除く）が必要です。

詳しくは、法人等の会計担当、税理士、会計士等に会計処理等の状況を確認のうえ、不明な点は国税庁にご確認ください。

重要!!

仕入控除税額が0円の場合でも、「補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出は必要です。